

東京圏

東京

埼玉

千葉

神奈川

から

小千谷市

への移住で

最大

100万円

18歳未満の世帯員がいる場合は
一人につき100万円を加算します！

を支給します

!?



詳しくは市ホームページへ！



移住支援金交付までの流れ

<https://www.city.ojiya.niigata.jp/site/iju/ijusienkin.html>

東京圏に在住し東京23区へ通勤

就業の場合

「新潟企業情報ナビ」に
支援金の対象として掲載
されている求人に応募

就職

移住

専門人材事業を利用して就業

移住

移住後1年以内

小千谷市商工振興課で
移住支援金の申請

テレワーカーの場合

転勤や所属先企業からの命令などでなく、自らの意思
により移住し、引き続き移住元の業務を行っている

移住後1年以内

小千谷市商工振興課で
移住支援金の申請

関係人口の場合

小千谷市が認定する関係人口として移住

起業の場合

にいがた産業創造機構
(NICO)の起業支援事業
に係る起業支援金の交付
申請を行う

審査

交付
決定

移住

移住後～
交付決定後1年以内

小千谷市商工振興課で
移住支援金の申請

移住支援金交付

移住に関する要件

次のすべてに該当すること。

- ▷ 小千谷市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住または東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- ▷ 小千谷市に住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- ▷ 通勤期間は、小千谷市に住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- ▷ 東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学などへ進学し、東京23区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も対象期間とすることができる。
- ▷ 申請時において、移住後1年以内であること。
- ▷ 申請日から5年以上、継続して小千谷市に居住する意思を有していること。

就業等に関する要件

(1)～(4)の要件のうちいずれか1つを満たしていること。

(1) 就業に関する要件 ※【一般の場合】または【専門人材の場合】のどちらかに該当すること。

【一般の場合】

- ▶ マッチングサイト「新潟企業情報ナビ」に移住支援金の対象として掲載された求人に応募し、採用されたこと。
- ▶ 移住支援金対象法人に就業していること。
- ▶ 就業先企業等の経営を担う者（代表者や取締役など）が就業者の3親等以内の親族でないこと。
- ▶ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ▶ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

【専門人材の場合】

- ▶ プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業していること。
- ▶ 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在していること。
- ▶ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ▶ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ▶ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ▶ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと。

(2) テレワークに関する要件

- ▶ 自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ▶ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(3) 関係人口に関する要件

- ▶ おぢやファンクラブに1年以上登録していること。
- ▶ 小千谷市にふるさと納税を複数回寄付していること。
- ▶ おぢやクラインガルテンふれあいの里滞在型農園に利用経験があること。
- ▶ 小千谷市の移住体験ツアーに参加経験があること。
- ▶ 小千谷市と継続して移住相談を行っていること。
- ▶ 関係人口拡大推進事業の名簿に登録していること。

(4) 起業に関する要件

- ▶ にいがた産業創造機構(NICO)の実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けて1年以内であること。

問合せ先

本事業に関するお問い合わせは、こちらへお願いします。

担当

小千谷市 商工振興課 U・Iターン支援室
〒947-8501 新潟県小千谷市城内2-7-5

TEL：0258-83-3556 E-mail：ui-turn@city.ojiya.niigata.jp